

春日山原始林保全計画

平成 28 年 3 月

奈 良 県

- 目 次 -

序. はじめに.....	1
1. 保全計画策定の背景と目的.....	1
2. 保全計画の対象範囲.....	1
3. 検討体制及び経過.....	2
第Ⅰ章. 春日山原始林の沿革.....	7
1. 近世以前.....	7
2. 奈良公園の開設以降.....	10
第Ⅱ章. 春日山原始林の現況と課題.....	17
1. 現況.....	17
1-1. 位置等.....	17
1-2. 関係法令.....	18
1-3. 特質.....	21
1-4. 現地調査結果.....	38
2. 課題.....	52
第Ⅲ章. 春日山原始林の保全.....	61
1. 保全にあたって.....	61
2. 保全の目標値.....	62
3. 保全の基本方針.....	69
3-1. 保全の目標.....	69
3-2. 保全の基本的な考え方.....	70
4. 保全方策.....	71
第Ⅳ章. 運営及び体制.....	81

序. はじめに

1. 保全計画策定の背景と目的

春日山原始林は、都市公園奈良公園の一部であるとともに、原始的な状態を維持する森林として特別天然記念物に指定され、また世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産でもあることから、貴重な資産として守られてきた。

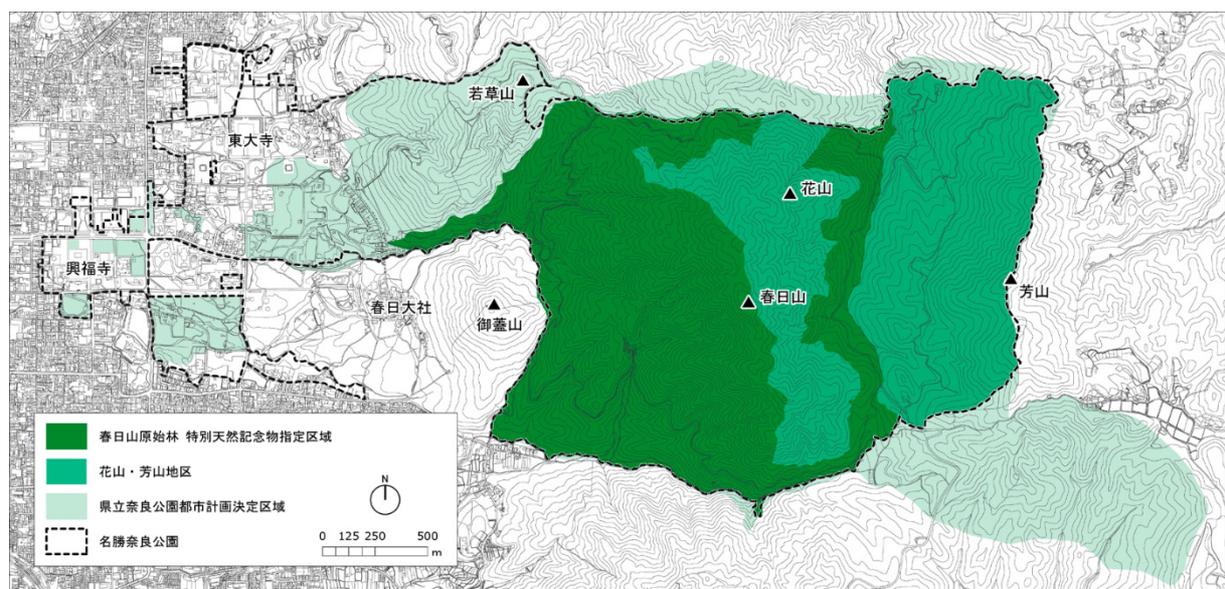
春日山原始林は、①森林が面的に広がっていること、②多様な植生が生育していること、③原始的な照葉樹林が残存していること、④都市に隣接しており特有の歴史文化を有していることなどが、春日山原始林ならではの特質であると評価されている。その一方で、近年、研究者から春日山原始林の荒廃が進んでいるとの指摘を受けているとともに、奈良県が実施した現地調査等の結果からも、シカの過剰な採食圧による照葉樹林の更新不良やナラ枯れ被害の拡大等により、春日山原始林が変容していることが明らかにしている。

このため、春日山原始林保全計画（以下、「保全計画」という。）は、概ね100年後に春日山原始林をあるべき姿に戻すことを目標に、保全の基本方針を示すとともに、天然記念物「奈良のシカ」をはじめとした春日山原始林をとりまく歴史文化への留意点をとりまとめたものである。

2. 保全計画の対象範囲

保全計画は、特別天然記念物指定範囲（298ha）をその対象範囲とする。

また、春日山原始林に隣接する花山・芳山地区人工林についても、春日山原始林の保全に重要な箇所であると考え、対象範囲に含むこととした。



出典：奈良県資料より作図

図 1 春日山原始林 特別天然記念物指定範囲

3. 検討体制及び経過

(1) 検討体制

保全計画の検討にあたっては、平成 24 年（2012）12 月 28 日に「春日山原始林保全計画検討委員会規則」を定め、「春日山原始林保全計画検討委員会」（以下、「委員会」という。）を平成 25 年（2013）2 月 8 日に設置した。また、春日山原始林に隣接する花山・芳山地区人工林を適切に管理・育成するとともに、その森林資源の利活用を図ることにより、春日山原始林と一体の森林として保全を目的に、「花山・芳山地区保全・利活用部会」（以下、「部会」という。）を平成 25 年（2013）3 月 18 日に設置した。委員会及び部会の構成は、下表のとおりである。

なお、保全計画に基づく春日山原始林保全事業は、平成 24 年（2012）2 月に策定した「奈良公園基本戦略」（以下、「基本戦略」という。）の取組の一環として、奈良公園全体の価値を積極的に維持し、さらなる魅力向上に努めるとともに、別途開催している奈良公園植栽計画検討委員会、奈良のシカ保護管理検討委員会との連携・調整を図ることとした。

表 1 春日山原始林保全計画検討委員会 委員名簿

	所 属	氏 名 等
委員	京都大学	吉田 博宣 名誉教授 (委員長)
	大阪市立大学	山倉 拓夫 名誉教授 (副委員長)
	春日山原始林市民連絡会	川瀬 浩 代表
	奈良インターカルチャー	佐野 純子 代表
	京都府立大学大学院	田中 和博 教授
	大阪産業大学大学院	前迫 ゆり 教授
	奈良教育大学	松井 淳 教授
	奈良女子大学	宮城 俊作 教授 (平成 26 年度まで)
オブザーバー	文化庁記念物課	本間 暁 主任文化財調査官
	春日大社	- (平成 26 年度まで関係機関) (平成 27 年度からオブザーバー)
	春日山原始林を未来へつなぐ会	- (平成 27 年度からオブザーバー)
関係機関	林野庁	奈良森林管理事務所
	奈良市	都市整備部景観課
		教育総務部文化財課
		くらし創造部景観・環境局風致景観課
	奈良県	農林部森林整備課
		農林部森林技術センター (平成 26 年度から関連期間)
		県土マネジメント部奈良公園事務所
教育委員会事務局文化財保存課		
事務局	奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室	

表 2 花山・芳山地区保全・利活用部会 部会員名簿

	所 属	氏 名 等
部会員	京都府立大学大学院	田中 和博 教授 (部会長)
	春日大社	花山院 弘匡 宮司
	金峯山寺	田中 利典 執行長 (平成 24 年度まで)
		五條 良知 執行長 (平成 25 年度から)
	奈良女子大学	寺岡 伸吾 教授
奈良女子大学	宮城 俊作 教授 (平成 26 年度まで)	
関係機関	林野庁	奈良森林管理事務所
	奈良県	農林部林業振興課
		農林部森林技術センター
		県土マネジメント部奈良公園管理事務所
事務局	奈良県 県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室	

「奈良公園の価値」

- 奈良公園は国内外から年間 1,000 万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地であり、市街地に隣接した公園である。
- 奈良公園には世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの資源が存在している。
- 奈良公園の価値とは、奈良公園の自然資源、歴史・文化資源、公園資源、及び各資源が融合した独特の風致景観である。

奈良公園の「維持・管理」に関する課題

- ナンキンハゼの侵入、ナラ枯れ被害の拡大等による春日山原始林の変容
- 「奈良のシカ」による交通事故の増加や農作物の被害
- 奈良公園周辺における樹木の生長による眺望の阻害

「奈良公園基本戦略の基本方針」

奈良県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や魅力の創出に努める。

「基本方針実現に向けた3つの柱」

維持：
①価値を守る

利活用：
②魅力を活かす

取組体制：
③県が主体的に

基本方針の実現に向けた施策・事業【自然資源の保存】

◆ 天然記念物の維持・管理

1. 春日山原始林の再生

春日山原始林の荒廃から守り再生するため、春日山原始林保全計画を策定し、特別天然記念物である春日山原始林の再生に努める。

2. 奈良のシカの適切な保護・育成

奈良公園に生息する天然記念物の「奈良のシカ」を適切に保護・育成する。

◆ 植生の維持・管理

3. 奈良公園の植栽計画の策定

樹木の生長による眺望の阻害等に対応するため、奈良公園植栽計画を策定し、奈良公園周辺の植生を適切に維持・管理する。

■春日山原始林保全計画検討委員会

春日山原始林とシカとの共生、シカと人との共生を踏まえた春日山原始林保全計画を策定する。

○花山・芳山地区保全・利活用部会

人工林の適正な管理・育成を図るほか、その利活用も行うことにより、人工林の保全、ひいては原始林の保全に資する。

■奈良公園植栽計画検討委員会

平成 24 年（2012）
設置

■奈良のシカ保護管理計画検討委員会

平成 25 年（2013）
設置

図 2 奈良公園基本戦略における位置づけ

(2) 検討経過

平成 23 年度 (2011) は、主に基礎調査を行い、春日山原始林の現状と課題について把握した。

平成 24 年度 (2012) は、検討委員会を 1 回開催し、春日山原始林の課題を整理し、その保全方策を検討した。また、部会を 1 回開催し、保全・利活用の考え方を検討するとともに、その実験として檜皮採取を行った。

平成 25 年度 (2013) は、検討委員会を 2 回開催し、保全方策の考え方を検討するとともに、植生保護柵の設置等、実証実験に着手した。また、部会を 1 回開催し、人工林の保全・利活用手法を検討するとともに、檜皮採取実験を継続した。

平成 26 年度 (2014) は、検討委員会を 2 回開催し、春日山原始林の保全の基本方針を検討するとともに、実証実験の拡充を図った。

平成 27 年度 (2015) は、検討委員会を 4 回開催し、春日山原始林保全計画をとりまとめたとともに、ナラ枯れ対策、外来種ナンキンハゼの駆除、常緑針葉樹ナギの本格的な数量調整及び後継樹の育成方法等、具体的保全方策の内容を検討した。

なお、検討委員会及び部会等の開催状況は、下表のとおりである。

表 3 春日山原始林保全計画検討委員会、花山・芳山地区保全・利活用部会等 開催状況

	日時・場所	議 事
第 1 回 検討委員会	平成 25 年 (2013) 2 月 8 日 奈良経済倶楽部	・現地視察 ・現況と課題整理について ・保全手法について
第 1 回 部会	平成 25 年 (2013) 3 月 18 日 奈良経済倶楽部	・保全・利活用の考え方について ・檜皮採取実験について
第 2 回 検討委員会	平成 25 年 (2013) 4 月 26 日 奈良県文化館	・保全の基本的な考え方と保全方策 (案) について ・実証実験計画 (案) と緊急を要する保全方策について ・その他
第 3 回 検討委員会	平成 25 年 (2013) 9 月 4 日 奈良経済倶楽部	・平成 25 年度実証実験の進捗状況について ・保全計画 基本計画 (素案) について ・今後のスケジュール
第 2 回 部会	平成 26 年 (2014) 2 月 19 日 奈良県文化館	・人工林の保全・利活用について ・檜皮採取実験結果報告について ・その他知育の檜皮採取の可能性について ・今後のスケジュールについて
第 4 回 検討委員会	平成 25 年 (2014) 4 月 11 日 奈良県文化館	・平成 25 年度保全事業の進捗状況について ・部会の結果報告について ・平成 26 年度のスケジュールについて
第 5 回 検討委員会	平成 26 年 (2014) 11 月 27 日 奈良経済倶楽部	・平成 26 年度実証実験の進捗状況について ・保全計画 保全の基本方針 (案) について
第 3 回 部会	平成 27 年 (2015) 4 月 27 日 奈良経済倶楽部	・檜皮採取実験進捗状況について ・話題提供
第 6 回 検討委員会	平成 27 年 (2015) 6 月 8 日 奈良経済倶楽部	・保全事業の進捗状況について ・保全計画について
第 7 回 検討委員会	平成 27 年 (2015) 7 月 24 日	・ナラ枯れ対策について ・保全計画について
第 8 回 検討委員会	平成 28 年 (2016) 1 月 18 日	・後継樹育成について ・外来種ナンキンハゼの本格的な駆除について
第 9 回 検討委員会	平成 28 年 (2016) 3 月 10 日	・後継樹育成について ・常緑針葉樹ナギの本格的な数量調整について ・保全計画のとりまとめについて

検討委員会の規則は次のとおりである。

表 4 「春日山原始林保全計画検討委員会規則」

春日山原始林保全計画検討委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十五号

春日山原始林保全計画検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県付属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、春日山原始林保全計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、土木部まちづくり推進局公園緑地課奈良公園室※において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※平成 25 年度 (2013) 以降、庶務は県土マネジメント部まちづくり推進局奈良公園室において処理した。

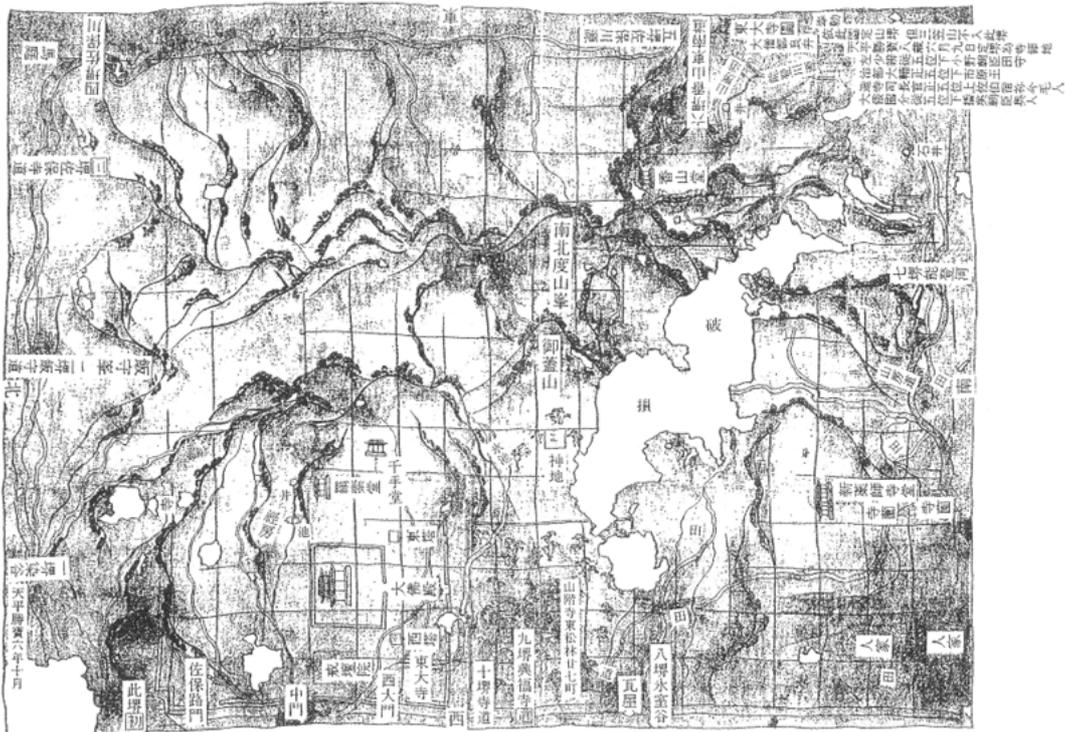
第 I 章. 春日山原始林の沿革

1. 近世以前

(1) 春日山の狩猟伐採禁制

春日山に関する文献の記載としては「奈良時代以来、春日山の山麓にある藤原氏の氏神の社が春日神社と呼ばれていることからしても古くから春日山の名は存したと思われる」、「春日神社の所在地を含む春日山山麓の台地が、春日または春日野と呼ばれていたこと」、「『万葉集』にしばしば春日山や春日野が詠われるのは、これらの地が平城京に隣接し、貴族・官人にきわめて親しい存在であったから」と指摘されている¹。

承和 8 年 (841) の勅命により神山として狩猟伐採が禁じられたことが、「天然記念物春日山原始林」のおこりで、古代の祭政一致思想の復調、神社祭祀の振興への期待が高まることと期を一にして、藤原緒嗣の奏請により春日山の神山化がなされたと指摘されている²。また春日山の神山拡張に相応して、春日社の構築の拡充がはじまったとされる³。ここでいう春日山の領域は明らかでないが、西方から眺めて御蓋山背後に従えて稜線を形成する連峰を春日山と称したと考えられており、また春日山はもともと南方から仰望されていたが、平城遷都により西方から眺められることとなり、春日山の峰々にも呼び名がついたとされる⁴。



出典：『奈良公園史』

図 3 「東大寺山塊四至図」、天平勝宝 8 年 (756)、正倉院所蔵

¹ 『奈良公園史』 4 頁
² 『奈良公園史』 41 頁
³ 『奈良公園史』 41 頁
⁴ 『奈良公園史』 41 頁

(2) 春日山木枯槁と興福寺⁵

春日山は、興福寺の幕政に対する抗議との関連が深く、嘉元2年(1304)の初秋に山木が黄葉して落ちる異変が生じた際、社人らが「春日大明神が神事の違乱が甚だしいのを歎かれて天上にお帰りなされた」と説いたとされる。さらに13世紀後半期、鎌倉幕府の地頭と興福寺の間に抗争が生じた際、興福寺は「春日山大明神の退去のせいで山木が枯れる」という縁起を説き、幕府が神慮を畏怖して地頭を罷免すると春日山は緑に復したとされており、このときから神木動座、閉門に並んで山木枯槁が強訴の一つに加わったとされている。さらに神火の飛来や春日山の鳴動も神慮として畏怖され、これらの祈謝が公家や武家から行われたとされる。

(3) 春日奥山の開発⁶

春日山の背面凹地を占める花山は、東大寺や興福寺が花(桜)を採取するのでこの名がついたとされ、興福寺の薪能は、毎年2月に金堂で年間に用いる神聖な薪を花山から運び込む会式の神事芸能である。花山の名は、嘉禎2年(1236)正月に「春日山・花山」の樵夫が見え(中臣祐定記)、弘安3年(1280)3月には興福寺が花山から南大門造営料木を採取した(中臣祐賢記)ことが記され、興福寺がすでに春日裏山も占有し、薪能も始まっていることが示されている。

芳山は花山から分離して名づけられたらしく、興福寺六万衆の持ち山なので方山といわれ、後に芳山となったとされる。

花山も芳山も500m前後の突出だが、重畳しているので幽邃であり通路も発達しなかったが、若草山から高円山に至る山中の通路は早くから開かれていたことが指摘されている。

興福寺別当が東西両金堂衆に学侶の支配する春日山を管理させ(東金堂衆は高山社、西金堂衆は神泉谷社の祭祀を許された)、鎌倉時代に興福寺は春日社と一体化して学侶・六万衆が大和国司及び守護の俗権を行使した際、その武力の主力となった衆徒が花山の管理権を握り、芳山も花山の地続きとして衆徒が支配した。なお鎌研山は一条院門跡、地獄谷山は大乗院門跡の所領となったとされる。

(4) 地獄谷の開発⁷

春日裏山の地獄谷は花山・芳山に南接する山地であり、花山からの溪流が能登川、芳山からの溪流は岩淵川(岩井川)と呼ばれる。地獄谷の石畳の通路は奈良から大和高原(東山中)に入る幹線道路の一つ、「柳生街道」と称された。地獄谷は香山堂に参ずる行者たちの修行の場であったとされ、多数の石仏で知られており、この付近で石材を産出していた。

春日裏山には地獄谷があるが、春日山の奥地に忍辱山・大慈仙・誓多林・鹿野園・菩提山などの仏教道場あり、東大寺や興福寺の修験者が開いたものとされる。春日山や裏山では堂舎の建立はみだりに許されなかったが、石仏は続出しており、春日信仰としての地蔵信仰は12世紀に勃興したとされている。

⁵ 『奈良公園史』57-58頁

⁶ 『奈良公園史』46-47頁

⁷ 『奈良公園史』50-51頁

また絵巻物「春日験記絵」（御物）には、璋円僧都（治承3年（1179）生）が春日大明神の仰せを受けて、地獄谷で衆生済度の地蔵供養を行ったことや、春日山の香山（高山）で説教を行ったことが描かれており、地獄谷は12世紀から13世紀にかけて興福寺僧が開発したと指摘している。

室町時代には、地獄谷は大乗院門跡が知行し、湯沸しの柴木を採納し、杉檜を用材としたが松や雑木の類もやたらに伐採するのは禁止されていた。地獄谷は江戸時代も引き続いて大乗院山とされた。明治14年（1881）には沿線村落耕地の用水源として、地獄谷に新池（高畑村有）が構築され、近年は春日山の防火用水源に利用されている。

（5）武家支配の浸透⁸

南北朝動乱の時代には足利将軍家が南都を保護し、将軍家による春日社参も行われた。奈良の新たな風物詩として「南都八景」が紹介され、春日野や春日奥山に花や紅葉の名所が開かれた。

天文年代（1532～1555）に入ると筒井氏が奈良を支配、春日花山（芳山も含むか）についても筒井氏が握った。春日山は原則として伐採禁止のため、花山から材が伐りだされたが、既に杉や檜の大木がなかったため主に松材や雑木が搬出された。応仁の乱後は、近傍から貢納する柴木や木炭の停滞により花山からの採取が増大した他、永禄年間の大仏炎上の際に復興材が花山から採取され、後に元禄度の復興や明治大修理に花山の材が採用されることとなった。

天正8年（1580）、織田信長が大和に検地を実施することで武家支配を浸透させ、奈良町と春日裏山の花山・芳山は武家領となり筒井順慶の支配に属した。

（6）奈良奉行による花山・芳山支配⁹

慶長18年（1613）には江戸幕府により奈良奉行が置かれ、春日山は興福寺、鎌研山は一条院門跡、地獄谷は大乗院門跡、手向山とその以北は東大寺が領有し、春日裏山の花山・芳山及び若草山は公儀山となった。若草山は柴山として東大寺・興福寺が領有を主張したために保留となり、奈良奉行は花山・芳山を支配した。山林の経営は幕府の勘定奉行が行ったが、奈良奉行は山林の保護や柴木・下草の採取に当たり、東大寺や興福寺の神事法会の柴木などの採取は許可された。また奈良奉行支配の農村には、芝草下刈札が交付された。

花山・芳山における植林や伐採の記録は乏しいが、明和7年（1770）には、花山（芳山）の山木が伐採されたために山犬が出て神鹿を多数殺傷した（中臣延賢記）こと、弘化3年（1846）に鷺滝近くの松杉の官林が東本願寺に売却され、その伐採の様子を奈良奉行が見物した（寧府紀事）こと、大乗院門跡が文化3年（1806）以来、地獄谷に植林したとことが知られている。

また興福寺、東大寺や春日社の大修造の際には、花山・芳山の山木が交付された。

⁸ 『奈良公園史』60-64頁

⁹ 『奈良公園史』72-74頁

2. 奈良公園の開設以降

(1) 奈良公園への編入

明治6年(1873)、太政官が府県に公園を開設するよう布告を出し、明治13年(1880)に奈良公園が開設された。公園開設時、興立舎や融資の寄付金で運営する条件が付けられていたが、特に奈良県では山林収入が見込まれるため、公園運営も順調に進むとみられていた¹⁰。

明治21年(1888)、奈良県は奈良公園地に春日山、春日奥山、若草山を編入した。官有林を所管する農商務省から公園事務に当たる庶務課に事務が引継がれ、立木数や苗木栽植表が作られた。この苗木栽植は、農商務省管下に大小林区署が発足した明治19年(1885)から積極化したようで、春日山官林の林業経営がすでに進捗していたともいえる。また公園地官林の枯損木調査のために春日山官林を20区画に区分しており、現行の山林部営林区間区分の始まりである¹¹。

(2) 公園改良費財源としての山林伐採

奈良県は、公園地拡大を重要問題としており、その第一義は官林枯損木の売却による収益の確保であった。明治21年(1888)8月の台風では、春日山では約二千本の枯損木が数えられた。また枯損木の他にも、花山・芳山では松茸山の入札が行われた¹²。

明治23年(1890)の奈良公園費支出収入予算では、木材売却代が収入の87%を占め、乱伐を招きかねないし、春日山・花山・芳山への林道を開設しなければならない等、いずれも現状破壊の危険があった¹³。明治25年(1892)、奈良県は、春日山及び花山のうち風致を害さない箇所の道路を改修し、その道敷にある樹木を公売してその代価を改修費に充てて残余を公園元資金に繰り入れる追加予算案を提出したが、否決された¹⁴。

しかし明治28年(1895)には、県庁舎新築の用材として花山山林が伐採され、跡地には杉、檜が三十万本、植林された¹⁵。これにより材木を伐採して、その売却代金を公園の改良費に充当する仕組みが確立し、公園改良計画には山林伐採計画が伴うこととなった¹⁶。

明治33年(1900)、県知事は、伐採適期にある立木の処理が急務となったため公園山林の大量伐採を内務大臣に上甲したが、施業案の不備を指摘され、山林経営者の答申を受けて施業案を精査して再上申し、同年11月に立木伐採の許可が下りた¹⁷。これを受けて本格的な公園改良事業が実施されることとなり¹⁸、明治34年(1901)から明治43年(1910)の間、宅地、田畑、山林を合わせて2万5885坪余りの土地買収、芳山林道の開削の他、公園山林部に杉・檜を合わせ95万1,875本の植樹等の事業が実施された¹⁹。

¹⁰ 『奈良公園史』157

¹¹ 『奈良公園史』133頁

¹² 『奈良公園史』137頁

¹³ 『奈良公園史』158

¹⁴ 『奈良公園史』159-161

¹⁵ 『奈良公園史』172-173頁

¹⁶ 『奈良公園史』195頁

¹⁷ 『奈良公園史』196-204頁

¹⁸ 『奈良公園史』212頁

¹⁹ 『奈良公園史』214頁

(3) 天然記念物指定と公園林経営の改良

大正 11 年（1922）、奈良公園は国の名勝に指定され、大正 13 年（1924）には公園山林部（301 町 1 段 2 畝 29 歩）が、「春日山原始林」として国の天然記念物に指定された²⁰。

大正 6 年（1917）に始まった枯損木伐採が完了したのを機に、奈良公園の百年の大計を樹立するのに必要な植林計画を立案する目的で、大正 10 年（1921）、県に公園課が設置された²¹。初代公園課長・坂田静夫は、公園林経営は枯損木の収益に頼らずに伐採と植林を積極化すべきとの構想に基づき、公園林の施業計画案を作成し、大正 13 年（1924）に県知事が内務大臣に上申した²²。内務省は、公園の名勝風致の保存・現状破壊の嚴重注意書を添えてこれを許可した²³。

同計画における将来の施業方針は「春日山の美観を永遠に維持せんが為、平坦部より遠望し得る風致上重要な地区及浦山廻遊延線等に対しては絶対に斧鉞を入れざる方針を以て十分保護手入に努め、裏山の一部即ち整理更新区に対しては斧伐更新を行ひ、以て芳山・花山施業林とともに将来皆伐喬林作業を行ふこととせり。」と示されている²⁴。

(4) 春日山周遊道路と名勝天然記念物の損壊

明治 28 年（1895）、春日裏山の往古からの在来通路として、月日磐から花山に上って鶯滝へ、中の川村に出る花山みち（月瀬街道）、高畑から滝坂を経て石切峠に上る滝坂通り（柳生街道）、花山から春日連峯の山頂をたどって石切峠近くの高山神社南方に出る小路（雨乞みち）が 3 本あったとされる²⁵。うち花山詰所から高山神社にいたる山腹道は同 33 年（1900）に春日山周遊道路の一部として開設され、高山神社から鶯滝にいたる芳山林道も同 35 年（1902）に再開削された²⁶。

大正 13 年（1924）の「公園林施行案」には、裏山交通路として北部路線・裏山路線・南部路線・芳山林道・滝坂路線・蝙蝠窟道・惣持院山路線の 7 本が掲げられ、北部路線・裏山路線・南部路線（新設）の 3 本が春日山周遊道路に利用された²⁷。同 13 年（1924）の公園林経営改良計画には、観光開発を考慮して周遊道路を拡幅して車道化する計画もあり、昭和 3 年（1928）に春日山周遊道路自動車道が開通、翌 4 年（1929）から春日山周遊不定期遊覧自動車営業が開始された²⁸。



出典：『奈良公園史』

図 4 春日周遊道路と遊覧自動車

²⁰ 『奈良公園史』 271-274 頁

²¹ 『奈良公園史』 312 頁

²² 『奈良公園史』 312-313 頁

²³ 『奈良公園史』 314 頁

²⁴ 『奈良公園史』 317 頁

²⁵ 『奈良公園史』 322 頁

²⁶ 『奈良公園史』 323 頁

²⁷ 『奈良公園史』 323-324 頁

²⁸ 『奈良公園史』 323-324 頁

昭和4年(1929)、第二期の改修工事が始められると、名勝奈良公園と天然記念物である春日山原始林の指定地を開発したために重大な現状変更であるとして、文部省囑託の三好博士が原始林調査を、内田囑託が鳥獣及びブルーミスシジミの調査を実施した²⁹。これを受けて文部省は、原始林保存のために工事中止を指示し、県に対して天然記念物保存を申し入れたが、工事は進められ、昭和5年(1930)に拡張整備工事が完成した³⁰。県はこの問題に対して、奈良特有の古典的雰囲気を損傷しない旨を示した「春日山原始林保存方針(昭和5年(1930))」を決定し、文部省もこれを認め、さらに「奈良公園山林部道路使用料条例」並びに「同自動車通行時間」を制定した³¹。

(5) 昭和初期から終戦まで

昭和に入る頃には公園の改良事業は終了し、急務とするものがなくなったとされ、このころの山林経営については地獄谷の観光開発の若干が見えるだけで、山林はいわば休養時代に入り財源が枯渇したために公園改良は消極化したとされている³²。

昭和9年(1934)に近畿地方を襲った室戸台風による奈良公園の被害は大きく、春日山周遊道路も足を踏み入れる場所がないまでに荒れ、春日山付近の樹木(目通り1尺以上)の被害本数をみると春日山で4,569本、天然記念物指定原始林で3,525本と記録されている³³。

戦時下には、木材の供出命令により春日奥山の伐木も進んだ³⁴。山林からは造船用材や防空壕用材として松木が伐りだされたが、搬出の不便もあって大々的には行われなかったようである³⁵。松木からは松脂や松根油が採取されており、地獄谷の国有林では営林署が昭和16年代(1941)から採取を始めたとされる³⁶。また春日山周遊不定期遊覧バスは、昭和15年(1940)、ガソリン規制強化により運行を停止した³⁷。

(6) 特別天然記念物指定と古都保存法

文化財保護法の公布を受けて、昭和30年(1955)、春日山原始林は国の特別天然記念物に指定された。こうした文化財保存の動きと並行して観光開発が進み、昭和25年(1950)には、地獄谷国有林の一部を国から借用して地獄谷キャンプ場を開設している³⁸。

昭和36年(1961)の第二室戸台風では、春日山付近一帯の被害木は約98,000本に達したとされ、奈良県はこれを機に、公園の復興と恒久的な整備を図る目的で奈良公園整備対策委員会を設置した³⁹。同委員会が、昭和38年(1963)に策定した「奈良公園整備計画案」では、公園山林部の開発について「第二室戸台風により大被害を受けた春日山は、現在の林相に近い植栽を行い、一部民地買収の上、防災(特に火災)施設を設置」、「地獄谷国有林を公園に編入、青少年を対象とし、キャンプ場、簡易宿舎等を設置」、「鷺滝に大衆を対象とした宿舎を設け、滝付近の整備を行う」、「現在の人工林の補植を行い、公園の維持管理費の一部を負担」、「御蓋山、春日山の間に

²⁹ 『奈良公園史』324頁

³⁰ 『奈良公園史』324頁

³¹ 『奈良公園史』324頁

³² 『奈良公園史』358頁

³³ 『奈良公園史』325頁

³⁴ 『奈良公園史』377頁

³⁵ 『奈良公園史』378頁

³⁶ 『奈良公園史』378頁

³⁷ 『奈良公園史』324頁

³⁸ 『奈良公園史』415頁

³⁹ 『奈良公園史』468頁

車道新設し（二車線）、春日奥山周遊道路の部分的な改良を行う」ことが記述された⁴⁰。

昭和 41 年（1966）、春日山は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による特別保存地区（1,329ha）に指定されており、保存主体は「春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存」、保存のための重点項目を「背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制」としている⁴¹。

春日山原始林の保護のため、奈良県は、昭和 48 年（1973）から鎌研山一月日磐間を通行止めとし、昭和 51 年（1976）から芳山一福井町間（滝坂通り）の一般車両の通行を禁止した⁴²。

（7）防災計画の策定

奈良県では、奈良公園開設 100 年を契機に、今後の整備のあり方を検討する場として「奈良公園整備研究委員会」を設置したが、翌昭和 53 年（1978）の山林火災により、花山の人工林 4.19ha と春日山原始林 0.63ha が焼失したことを受けて、奈良県は奈良公園全体の防災体制の見直しに着手し、奈良公園整備研究委員会に「森林特別委員会」を設置して視察や意見交換を行い、奈良公園防災計画を策定した⁴³。



出典：『奈良公園史〈自然編〉』

図 5 第二室戸台風による春日山の被害状況

（8）世界遺産登録と近年の動き

平成 10 年（1998）、春日山原始林は「古都奈良の文化財」の一部として世界文化遺産に登録されており、「その景観は、自然に対する原始的な信仰が発生して以来の日本人の伝統的な自然観と深く結びついて、今日まで伝えられてきたものである。ただ単に、手付かずの自然が残るのみではない。春日山原始林は、日本独特の神道思想との関連において、自然と社殿が一体となって形成されてきた大社の文化的景観を構成する不可欠の資産」と評価されている⁴⁴。

なお平成 23 年（2011）には「名勝奈良公園保存管理・活用計画」が策定されており、「奈良公園基本戦略（平成 24 年（2012）2 月策定）」では、奈良公園の「維持：価値を守る」「利活用：魅力を活かす」「取組体制：県が主体に」の 3 本柱に基づいて、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や創出に努めることとしている。

⁴⁰ 『奈良公園史』469 頁

⁴¹ 『奈良市歴史的風土保存計画』

⁴² 『奈良公園史』420 頁

⁴³ 『奈良公園史』509 頁

⁴⁴ 『世界遺産条約世界遺産一覧表記載推薦書 古都奈良の文化財』平成 9 年（1997）,15 頁

表 5 春日山原始林の沿革

年号	西暦	事項
天平・宝字 5	761	法華堂金堂の石材を春日山より搬出した。
承和 8	841	春日山を神山とし、狩猟伐木を禁じた。
寛治 5	1091	大風で春日山の樹木の三分の一が倒れた。
嘉禎 2	1236	(春日山) 花山の樵夫がみえた。
正安 3	1301	春日社の御正体が悪党らに奪われた。春日山木が倒れた。
寛正 6	1465	足利義政が南都を巡礼した。「南都八景」が知られた。
寛文 7	1667	奈良奉行、花山の柴木等を社寺に授けた。
明和 3	1765	大風で、東大寺堂舎及び春日山山木等が災害を受けた。
弘化 3	1846	花山の材木を東本願寺に売却した。
明治 6	1873	太政官、府県に公園を開設するように布達した。
明治 13	1880	奈良公園が開設された。
明治 21	1888	奈良公園地東方の山林(春日山<御蓋山西面を除く>・大谷山・若草山・川上村領花山・芳山・鎌研山・雑司村領手向山等 492 町 5 反余)の、奈良公園編入を認可した。春日山官林を施業の便宜のため 20 区に分けた。
明治 27	1894	奈良県会、奈良公園造園費捻出のため、花山・春日山の樹木伐採を議決した。「公園枯損木及下柴伐採規則」を制定した。前部重厚、古沢知事に招かれ奈良公園改良の顧問となった。公園地・芳山に植樹等の改良が実施された。
明治 28	1895	花山・芳山・春日山に杉・松を大々的に植樹した。
明治 30	1897	平坦地、芳山に楓・桜・柳・松・百日紅・杉など植樹した。
明治 31	1898	春日山・芳山・花山の樹木調査を実施、台帳を作成した。公園看守交番所を建築した。芳山に杉、檜苗を、平坦部に桜・楓・柳・百日紅を植樹した。
明治 32	1899	奈良公園山林部林道延長 5,786 間の開削終わった。
明治 33	1900	奈良県、民有地買収等の公園大改良計画を樹立、財源に春日山・芳山・花山の樹木伐採許可を内務省に上申した。春日山周遊道路の開通式を行った。
明治 36	1903	春日山・花山の保存木を調査し、台帳を作った。
明治 37	1904	芳山に杉苗 47,930 本、檜苗 131,650 本を植えた。
明治 42	1909	春日山山林で、長さ 2 尺余、胴回り 2 尺の大蛇騒動が起こった。
明治 43	1910	春日山から出火した。
明治 44	1911	春日山滝坂の大杉、自然発火で焼失した。
大正 1	1912	大暴風雨、倒損木代金 15 万円に達した。
大正 2	1913	春日山・花山風害跡地に補植を始めた。
大正 4	1915	芳山大原橋を改修した。
大正 7	1918	「狩猟法」が交付され、社寺境内・公園地での鳥獣捕獲が禁止された。
大正 10	1921	大雪のため芳山などに折木被害が出た。奈良県処務細則の改正で内務部公園課が独立し、坂田静夫が初代課長公園主事となった。
大正 11	1922	奈良公園が名勝に指定された。

年号	西暦	事項
大正 13	1924	奈良県、奈良公園林経営について施業計画案を添え内務大臣に許可を申請した。県の奈良公園林担当が名勝風致を保存することを条件に内務大臣から認可された。春日山原始林が天然記念物に、地獄谷石窟仏・春日山穴仏が史跡に指定された。
昭和 3	1928	春日山周遊道路自動車道が開通した。 大阪電気鉄道株式会社経営の春日山周遊自動車の運行が許可された。 春日山周遊道路の第二期工事に着工した。 春日山周遊道路の改修は、名称奈良公園地、天然記念物春日山原始林内にあることから問題になり、文部省嘱託三好学博士が調査し、保存について笹井知事に申し入れた。 文部省の内田嘱託、春日山原始林内の鳥獣、ルーミスシジミ生息地の調査を行った。 文部省、春日山原始林の保存のため春日山周遊道路の第二期工事中止を指示し、奈良県に対し、天然記念物保存について申し入れた。
昭和 5	1930	春日山周遊道路の第二期工事が終了した。 奈良県史蹟名勝天然記念物、春日山原始林保存問題を協議も、結論は出なかった。
昭和 7	1932	ルーミスシジミ生息地が天然記念物に指定された。 大軌経営の春日山周遊自動車の通行が、危険防止のため破石－芳山－鎌研山一月日亭の逆コースをたどるようになった。 春日山周遊バス路線を鎌研山－若草山頂間に延長した。
昭和 9	1934	室戸台風により、奈良公園・春日奥山等で甚大な被害を受けた。
昭和 13	1938	春日山周遊不定期遊覧バス事業、大軌から奈良自動車株式会社が譲り受けた。
昭和 15	1940	春日山周遊不定期遊覧バスは、ガソリン規制強化のため運行を停止した。
昭和 16	1941	興福寺薪能が 50 年ぶりに復興した。 ナギの繁殖対策で、文部省史蹟名勝天然記念物調査会臨時委員本田京大助教授が現地調査を行った。 地獄谷国有林でガソリン補助燃料の松脂、松根油の採集が行われた。
昭和 17	1942	県公園課は、ルーミスシジミがほとんど死滅状態であることを確認した。 県庁職員用防空壕用木として、春日奥山の松木を伐採した。
昭和 18	1943	奈良県は芳山・花山の薪炭用材伐採のため現地調査を行った。
昭和 22	1947	奈良公園区域から東大寺・興福寺・手向山神社・天神社・掬伽神社・春日大社末社の 36,624 坪を除籍した。 奈良県が、大蔵省へ奈良公園から除籍した国有地を返還した。 奈良の鹿が天然記念物に仮指定された。 春日山周遊道路が奈良交通株式会社の定期観光バス路線となった。
昭和 25	1950	ジェーン台風で奈良公園は大きな被害をこうむった。 地獄谷国有林の一部を奈良県は国から借用した。
昭和 26	1951	県観光課が地獄谷キャンプ場を開設した。
昭和 28	1953	台風 13 号により被害多く、災害救助法が発動された。
昭和 30	1955	春日山原始林が特別天然記念物に指定された。

年号	西暦	事項
昭和 32	1957	「奈良のシカ」が天然記念物に指定された。 芳山・花山公園林施業案編成懇談会が開かれた。
昭和 35	1960	高円山ドライブウェイが開通した。 鎌研山料金所東の民有林で山火事が起こり、約 13ha を焼失した。 高円山で第一回奈良大文字送り火行事が行われた。
昭和 36	1961	台風 18 号（第 2 室戸台風）で奈良公園樹木約 10 万本の被害を受けた。 台風被害甚大により奈良公園整備対策委員会が置かれた。
昭和 38	1963	奈良公園整備対策委員会「奈良公園整備計画案」を作成した。
昭和 39	1964	奈良県、奈良公園内の樹木（国有財産）の普通財産貸付申請書を提出した。
昭和 40	1965	「近畿圏整備法」に基づく保全区域が指定された。（奈良公園・平城・山の辺地区は包含指定） 台風 24 号、興福寺五重塔の瓦が飛び、公園内の樹木も相当の被害を受けた。
昭和 41	1966	「古都に於ける歴史的風土の保存に関する特別措置法」が交付され、奈良市歴史的風土保存地区に春日山地区・平城宮跡地区・西ノ京地区約 2,767ha が指定された。 春日山の小鳥調査（高野伸二日本鳥類保護連盟指導部長）で、3 か所に餌場を設置した。
昭和 42	1967	春日奥山の名物三本杉を伐採した。 古都保存法に基づく春日山歴史的風土特別保存地区約 1,140ha が指定され、春日大社・興福寺・東大寺境内・奈良公園及び高円山の一部が包含された。
昭和 44	1969	奈良公園春日奥山出火、国有地約 6ha、55,000 本を焼いた。
昭和 47	1972	奈良市が歴史の道ハイキングコースを選定した。 奈良公園対策協議会が設置された。 自然保護団体は春日山原始林を守るため春日山周遊道路への自動車乗り入れ禁止の要望を行った。
昭和 48	1973	春日山周遊道路のうち鎌研山料金所一月日磔間を歩行者専用道路とした。
昭和 50	1975	「特別天然記念物春日山原始林緊急調査報告書」を奈良県教育委員会が発行した。
昭和 51	1976	第 3 回奈良公園対策協議会で高畑福井町－芳山間の車両通行禁止（定期観光バスを除く）策を決定した。
昭和 53	1978	花山で火災が発生、4.8ha（特別天然記念物春日山原始林 0.6ha を含む）を焼失した。 奈良公園整備研究委員会に森林特別委員会が設けられた。 奈良県が春日奥山防災事業構想を発表した。 奈良公園管理事務所が設置された。
昭和 56	1981	第 32 回全国植樹祭が平城宮跡で開催、御臨席の天皇・皇后両陛下が春日山を視察された。
平成 6	1998	世界文化遺産「古都奈良の文化財」に登録された。
平成 23	2011	名勝奈良公園保存管理・活用計画を策定した。
平成 24	2012	奈良公園基本戦略を策定した。

出典：昭和 56 年までは『奈良公園史』奈良公園史年表より「春日山」「花山」「芳山」及び「奈良公園」に係る事項を抜粋